うとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

二　（略）

三　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

（準用）

**第二百二十条の三**　医薬部外品については、第二百十一条から第二百十三条（第二項を除く。）まで、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | | |
| 第二百十八条の二の二第一項 | 法第五十六条の二第一項 | 法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項 |
| | 医薬品 | 医薬部外品 |
| 第二百十八条の二の二第二項 | 法第五十六条の二第一項 | 法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項 |
| 第二百十八条の二の二第三項 | 法第五十六条の二第一項 | 法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項 |
| | 医薬品 | 医薬部外品 |
| | 疾病の診断、治療又は予防等の目的 | 医療の提供に資する目的 |
| | 疾病の種類及び状況 | 状況 |
| 第二百十八条の二の三第一項 | 法第五十六条の二第二項第一号 | 法第六十条において準用する法第五十六条の二第二項第一号 |
| | 医薬品 | 医薬部外品 |
| | 疾病の種類及び状況 | 状況 |
| | 疾病の診断、治療又は予防等の目的 | 医療の提供に資する目的 |
| 第二百十八条の二の三第二項 | 法第五十六条の二第二項第二号 | 法第六十条において準用する法第五十六条の二第二項第二号 |

一　（略）

二　要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

（準用）

**第二百二十条の三**　医薬部外品については、第二百十一条から第二百十三条（第二項を除く。）まで、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | | |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |